

鳥獣の保護及び管理のあり方検討小委員会の設置について

平成 25 年 3 月 26 日
平成 26 年 6 月 25 日一部改正
自然環境部会決定

中央環境審議会議事運営規則（平成 13 年 1 月 15 日中央環境審議会決定。以下「議事運営規則」という。）第 8 条の規定に基づき、次のとおり決定する。

- 1 . 自然環境部会に、議事運営規則第 8 条の小委員会として、鳥獣の保護及び管理のあり方検討小委員会を置く。
- 2 . 鳥獣の保護及び管理のあり方検討小委員会は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化につき講ずべき措置についての検討を行う。
- 3 . 鳥獣の保護及び管理のあり方検討小委員会は、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針の見直しについて検討を行う。
- 4 . 鳥獣の保護及び管理のあり方検討小委員会の決議は、部会長の同意を得て、自然環境部会の決議とすることができる。